

2023年9月28日

三田市長 田村 克也 様

兵庫県地域人権運動連合 議長  
丹有地域人権運動連合会 会長  
同三田支部 支部長

(連絡先: [REDACTED])  
三田市あかし台1丁目 [REDACTED])

## 憲法と地方自治の原則通りの 市民施策の充実と「同和行政」の 完全終結を求める要求書

[REDACTED] 「市民本位の三田市に！」と訴えられた貴職が、市民の支持を受けて当選されました。選挙公約に従い、地方自治と市民の命と暮らしに関わる諸課題の解決のためにご尽力されることを強く期待しています。

さて、私たち丹有地域人権運動連合会（丹有人権連）は、地域に生起する様々な人権問題の解決と住民の切実な諸要求実現のため、地域人権運動を進めています。昨年は、全国水平社創立100周年の節目ということで、第37回人権と民主主義を考える丹有研究集会では、全国水平社運動の教訓、地域人権運動の現状と課題を明らかにしました。部落問題解決の障害となる課題を克服する運動もその一環として取り組んでいます。

今年2月11日開催した第38回人権と民主主義を考える丹有研究集会では、自民党が癒着し、選挙応援に利用してきた「旧統一教会」による被害が大きな社会問題になっており、「旧統一教会の反社会的活動の実態及び宗教法人の解散請求とあるべき被害者救済の内容」を記念講演にしました。また、岸田自公政権による深刻な社会保障の削減の動向から、社会保障の歴史を踏まえて、あるべき社会保障のあり方の特別報告を受け、議論しました。さらに、現在では、アメリカの要請に応え「戦争できる国づくり」のため軍事費を異常突出させ、その財源を消費税増税や社会保障削減で生み出そうとしています。また、国民監視と財界の利益誘導のために、健康保険証とマイナンバー（個人番号）制度を結びつけるという違法な政策を進め、数々のトラブルを噴出させています。

憲法の基本原則である「国民主権」「民主主義」「基本的人権の保障」「平和主義」とは真逆です。

こうした中で、いま三田市には、地方自治の根幹である、市民の生活と健康を守り、福祉の向上と人権保障、民主主義の発展のための施策を実行することが求められています。

つきましては、下記の項目について要求書を提出しますので、10月末までに文書での回答、及び、懇談の場を設定されるよう要請致します。

### 記

【1】「核兵器は悪」とする核兵器禁止条約（2017年国連で採択）が2021年1月22日に発効しました。7月6日現在、署名92カ国、批准68カ国に到達しています。ところが、日本政府は日本が唯一の被爆国であるにもかかわらず、世界の趨勢に逆行して条約批准に背を向ける態度を取り続けています。5月被爆地・広島で行われたG7による「G7広島ビジョン」では、核兵器による威嚇により他国を押さえつける「核抑止力」論を唱え、被爆者をはじめ全世界の人々から失望と批判が巻き起こりました。

三田市として独自に「核兵器禁止条約」の早期批准を国に要請すること。

また、戦争は人権破壊の最たるものです。「憲法9条改憲」問題に関して、三田市は、違

憲立法である「安保法制」(戦争法)は廃止すべきこと、また戦争放棄を謳った憲法9条は遵守することを市民に表明するとともに、国に対しては「9条遵守」を要請すること。

【2】コロナ禍が続く中、全ての市民に対し憲法を生かし基本的人権を保障する立場から、市民の命と健康を守り、生活・生業を保障し、その向上に資する施策を実施すること。

(1)「地域医療の充実化」(市民病院神戸移転、白紙撤回)を重点公約に掲げられました。

①公約でも「統合計画見直し、『地域医療市民会議』創設」を言われ、また、三田市議会(9月6日)でも、『地域医療市民会議』を開催し、市民の意見を聞く」と答弁されました。「地域医療市民会議」はどのような組織を予定されているのか明らかにすること。関係者を入れた会議のことなら、その構成メンバーには、公選の市民代表を選出すること、同時に、市民の多様な意見を集約している「XXXXXXXXXX」の代表を入れること。

②市民の意見をもとに、三田市民病院の今後のあり方を決めるため、「住民投票条例」案を議会に提案すること。

③三田市議会での答弁では、「医師の働き方改革の影響」と「24時間救急(受け入れ)を維持することが困難」とされた(『毎日新聞』報道)が、これは、次元の異なる問題であり、別々に対応して解決を図ること。

④コロナ禍で必要性が浮き彫りになった保健所の設置指針の見直しを県と国に要請すること。

(2)教育問題に関する課題について

①全国的に(兵庫県でも)「教員未配置」(教員欠員)問題が大きな社会問題になっています。昨年度の回答で、三田市でも「残念ながら未配置が発生しています」とされました。本年度4月からの実態を明らかにすること。また、具体的な解決策を明らかにすること。

②父母や地域住民が要請しているように、中学校や市立幼稚園の統廃合計画を撤回すること。同時に市立の保育所を増設すること。公約の「元気な三田を取り戻す」ためにも必要です。学校や園を統廃合すると一層若い世代が三田市を敬遠し、高齢化や人口減に拍車がかかることになります。

③「”子育てのまち”三田の復活」を公約に掲げられ、「こども医療費の18歳以下完全無償化」「中学校給食費無償化」を言われました。三田市議会では、来年度からの実施を表明されましたが、必ず実現するように配慮すること。

(3)「高齢者や障害者に”やさしいまち”の実現」「公共交通機関 整備・充実」を公約にされ、「コミュニティバスの導入」や「市民の声を聞いたインフラ整備(エスカレーター設置など)」を言われました。具体的なスケジュールを明らかにすること。

【3】多くの市民や私たち人権連が反対した「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」(略称「人権・共生条例」)が昨年4月から施行されました。この条例は、三田市民の人権に対する高い認識から立法事実がないにも関わらず、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX多くの誤りを内在しています。これまで、懇談会・交渉の場でも指摘したように、憲法の人権概念や基本的人権を侵害し地方自治法に反する内容であり、廃止すること。

【4】人権・同和行政の施策について

(1)「解放学級」は、特別法失効後もなお今日、「同和地区」の線引きを残し部落問題解決に逆行する事業です。その上、市単事業であり、即刻廃止すること。

①昨年の回答で、「5学級(小学校3、中学校2)での実施」とされました。従前に比べ、半数になりました。現在の実態を明らかにするとともに、一部地域のみの実施にもなっているので廃止すること。

昨年の回答で、「解放学級は、児童生徒が将来、『差別を受ける』或いは『差別に出会う』という場面に遭遇した時に、『差別を見抜き、それにどう対応すべきか』を自分で考えて仲間とともに行動できる力をつける目的で実施」とされているが、その目的

が誤っています。

②「解放学級」に関する次の資料を提出すること。

○「解放学級実施要項」

○「解放学級事業実績報告書」「活動日誌」

○「運営委員会」の構成と役職、部落解放同盟の参加の有無  
地域住民と教員の参加の有無が明確になる形式で提出すること。

○生徒募集資料

○謝金対象者の重複度とその確認方法、指導内容

昨年度の公表資料では、一部地域のみで謝金が支払われています。その理由と指導実績を明らかにすること。

○教職員の勤務形態「専免」の実態と確認

私たちが従来から指摘した不正な「専免」は、昨年廃止されたと回答されているが、「専免要項」も変更になっているのか。明らかにすること。

(2) 昨年度のインターネット・モニタリングの結果と「書き込み」に対する三田市の対応(削除対象や削除依頼の件数)や指導の具体的な内容と結果を明らかにすること。

(3) 昨年度の「総合相談窓口」での相談結果を明らかにすること。

(4) 2002年の「同和に関する法律」<「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(「地対財特法」)>の終了を踏まえ、「同和地区(被差別部落)」や「同和地区(被差別部落)住民や出身者」が存在しないことを積極的に広報すること。

これに対して、これまでの回答で、「三田市では、『同和地区』と呼ぶ地域や『同和地区住民』と呼ぶ住民はありませんので、広報等を行うことは考えておりません。」としているが、三田市では、「解放学級」を実施しているのはどのような地域を指定しているのか、それは、何を基準にそう判断しているのかを明らかにすること。

三田市での部落差別の現状を明らかにするとともに、部落差別をどのように解決していくのか道筋を明らかにすること。

【5】12月の人権週間実施の「三田市人権と共生社会を考える市民のつどい」について  
(1) 教員と市職員の参加に係わる「通知」(休日に参加要請)は強制であり、職務命令であるので廃止すること。

昨年度の回答で、「あくまでも自主参加の人権研修の機会として周知のために通知」とされたが、文面はそうになっていない。

(2) そのプログラムにおいて、各種の表彰や人権作文発表などと「人権・共生に関する講演」とは分離すること。参加が「自由意志」なのにこれでは一体になって強制になっています。昨年の回答では、「前半が表彰・作文発表、後半が講演と分けて構成しており、参加者の意志によって自由に参加できるものとなっております。」とされているが、それならば、参加自由を会場で公表されているのか明らかにすること。

【6】民間組織である「三田市人権を考える会」について

(1) 事務局を人権共生推進課の職員が担当することを中止すること。民間団体の事務局を担当している理由を明らかにすること。

財政と事務局の丸抱えの組織が、三田市にあるか明らかにすること。

(2) 「三田市人権を考える会」の運営資金について、昨年度の実績を明らかにすること。

「補助金」でなく丸抱えの「運営資金」が提供されています。廃止すること。

(3) 昨年度の回答では、「今後においても全市的な取り組みを進めて行くことが必要であると考えています」としているが、行政と民間組織では、同じ「啓発活動」でも役割が異なるので、それぞれが、別々に実施すればよい。

丹有人権連も参加する、「2・11人権と民主主義を考える丹有研究集会」実行委員会は、自主的な組織としては、丹有地域における最大の組織であるが、独自に研究集会や「学習・討論会」等を実施しています。

以上